三　法第二条第四号ヘに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長	
四　法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	

所を管轄する地方運輸局長		
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式及び第十二号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十三号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十二号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第十四号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第十四号様式及び第十五号様式	
当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長	第十六号様式	

三　法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）

四　法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。）を設置し、又は管理するもの

五　法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）をその事業の用に供しているもの

六　法第二条第四号ニに掲げる者

七　法第二条第四号ホに掲げる者（次号に掲げる者を除く。）

八　法第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの

九　法第二条第四号ヘに掲げる者